

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現－「憲章」及び「行動指針」

平成19年12月18日 「憲章」及び「行動指針」の策定

平成22年 6月29日 「憲章」及び「行動指針」の改定

政府、経済界、労働界、地方のトップ等で協議、合意 → 社会全体を動かす大きな契機に

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、国際的な取組の大きな方向性の提示
- ・仕事と生活の調和推進のための行動指針：企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人一人がやわらかいゆとり実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年齢といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

（代表例）

○就業率（Ⅱ、Ⅲにも関連）
<女性（25～44才）>
66.0% → 73%
<高齢者（60～64才）>
57.0% → 63%
○フリーターの数
178万人→ 124万人以下

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

○過労倒眠時間60時間以上の雇用者の割合
10.0% → 5%減
○年次有給休暇取得率
47.4% → 70%

○第1子出産以後の女性の継続就業率
38.0%→ 55%
○育児休業取得率
(男性) 1.23%→ 13%
○6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事間違時間
60分/日 → 2時間30分/日

（いずれも 現状→2020年）

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が実たすべき役割

企業と働く者
協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開